

ものと思われる。両個体とも瓦としては通常の焼成、胎土であるが、所属時期については不明である。

以上の調査結果をまとめておくと、今回の掘削部分においては表土下〇・六メートルほどが近年の盛土であると判断できた。この盛土の施工時期としては、地籍簿から判断すると大正十年に当時の陸軍省から参道部分の土地が宮内省に無償編入されており、この時点では現在の体裁が整えられたものと考えられる。よって、その際に参道整備がなされたと考えることが最も妥当であろう。今回改築した見張所が大正十一年に建造されたものであることも、この時期に大がかりな当陵の整備工事がなされたことの傍証になろう。

結果的には遺構はまったく検出されず、原位置を保った遺物も出土しなかったことから、工事は予定通り施工した。

(徳田誠志)

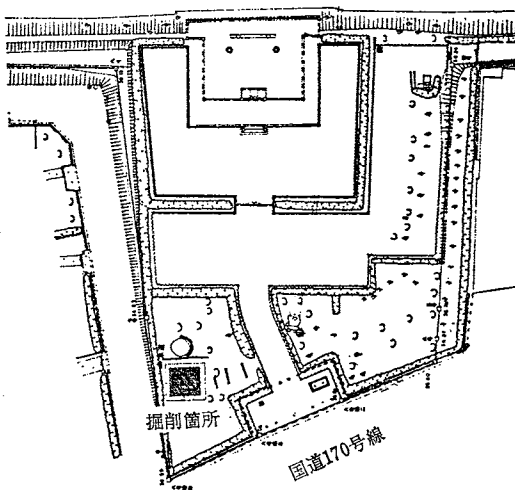
古市高屋丘陵の見張所改築工事箇所の立会調査

安閑天皇古市高屋丘陵は、古市古墳群の南端近くにある前方後円墳であるが、本陵は中世に城郭として利用された古墳であることがよく知られており、現在も墳丘上に城としての痕跡を残している。本陵については平成四年度に実施された整備工事に先立ち事前調査が実施され、その調査の報告は本誌第四五号に掲載されている。

今回の調査は国道一七〇号線に面する拝所にある見張所（大正六年建造）が、経年の劣化のため改築されることとなり、その基礎部分の掘削に立ち会った（第35図）。

今回の掘削範囲はほとんど旧見張所の基礎部分と重なるが、僅かに南側に移動した。掘削部分は一辺約四メートルの正方形の範囲を、深さ〇・八メートルほど掘削した（第36図）。

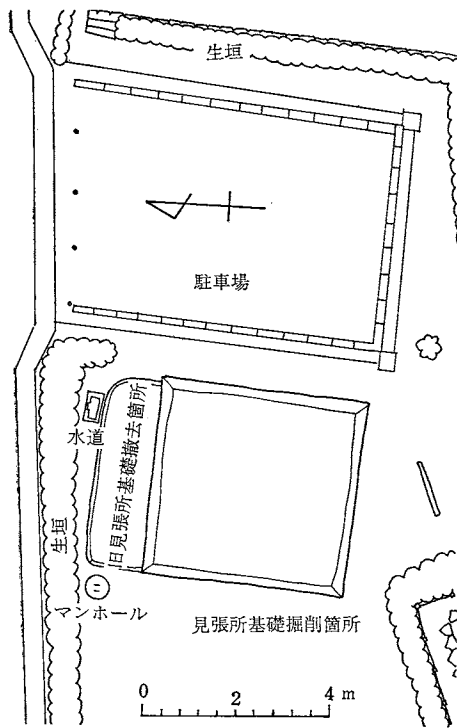
掘削は旧見張所の基礎を撤去した後、工事予定深度まで機械によって掘削を行った。その結果土層は第37図に示したように二層に分層でき、I層は暗褐色の砂質土（拳大の礫を含む）であり、ほとんど締まりのな



第35図 古市高屋丘陵 掘削箇所 (1/750)

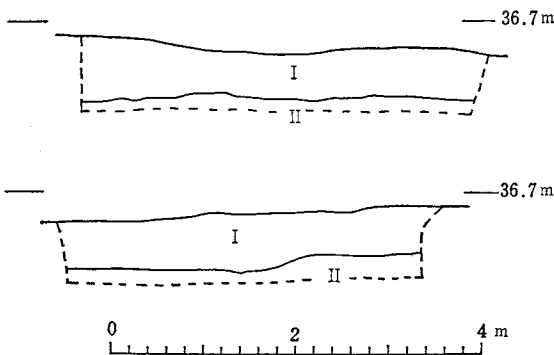
い土層である。II層も基本的にはI層と同質の暗褐色土であるが、I層に比べると若干の締まりのある土層である。両層とも水平堆積で、均質な土層であるが、盛土であると思われる。後述する遺物は大半がI層から出土しているが、II層においても僅かに出土する。遺構は両層ともに検出されず、原位置を保った遺物も出土していない。

出土遺物は埴輪片、土師器片、須恵器片二四点である。小片が多いがそのうち図化できたものを第38図に示した。1は弥生、もしくは土師器の高坏と思われる個体の破片である。表面の磨耗が激しく調整は観察できないが、坏部と脚部の接合部分にユビオサエの痕跡が僅かに観察される。色調は淡褐色を呈し、胎土は緻密である。2～4は円筒埴輪片であるが、2は低い台形状の凸帯がめぐり、外面には縦方向のハケ調整（5



第36図 古市高屋丘陵 調査箇所平面 (1/160)

6条/c.m)が施されている。内面はハケ調整は認められず、ユビナデ調整によって仕上げられている。色調は内外面ともに赤褐色を呈し、胎土は○・一〇・二センチメートルの白い砂粒(石英)を含む。焼成は良好である。3は円筒埴輪の口縁部と思われる。全体に磨耗が激しいが、外面には斜め方向のハケ調整が施されている。内面も明瞭ではないが斜め方向のユビナデ調整が施されている。色調は2と同様に赤褐色であり、胎土、焼成も共通する。4は小破片であるが円筒埴輪の口縁端部と思われる個体である。端部より一センチメートルほど下のところで屈曲し、その部分には横方向のユビナデ調整がなされている。3の個体よりも器壁は薄く、色調も淡い褐色を呈する。5は須恵器片である。小片のため器種は明らかでないが、器壁の厚さからしてかなり大形の個体になるものと判断できる。外面にはタタキ調整の痕跡を残し、内面には同心円文が観察できる。色調は外面は暗灰色を呈し、一部に自然釉が付着する。内面は淡灰色を呈し、胎土は緻密で、焼成は良好であ

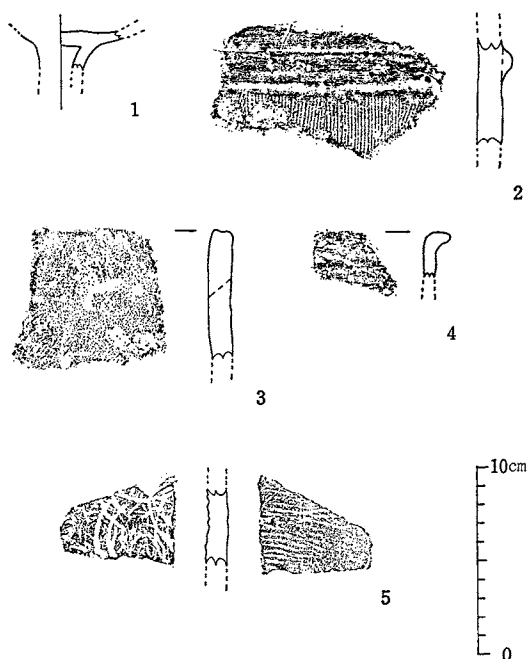


第37図 古市高屋丘陵 調査箇所断面 (1/80)

る。

その他の遺物については埴輪の小片が多いが、いずれも平成三年に実施した調査の際に出土している遺物と大差のないものである。

以上今回の調査結果をまとめると、掘削深度は盛土層内にとどまり、遺構は検出されず、原位置を保った遺物も出土しなかった。今回の調査位置は、大正十四年に測量された地形測量図（本誌第四五号一二〇頁参照）において観察すると、南から北に延びる舌状の丘陵部分にあたると思われる。拝所はこの丘陵を削平することによって構築されたものである。



第38図 古市高屋丘陵出土品 (1/4)

ると判断できる。更にその後現状のように国道の拡幅工事が実施され、

見張所のある拝所部分がその際に拡張されたものと思われる。この工事は昭和十年代に施工されたものと思われるが、今回検出された盛土も同時期になされたと判断することが最も妥当であろう。

この調査結果から、工事は予定通り施工した。

(徳田 誠志)

平城坂上陵整備工事区域の立会調査

仁徳天皇皇后磐之媛の平城坂上陵については、本誌前号に報告したとおり、平成六年秋に事前調査を行い、その結果を踏まえて遺構等を保存する工法を決定したところである。これにもとづく整備工事は、七年末に発注され、年明けとともに本格的に始まり、その掘削工に立ち会ったが、遺構は認められず、予定通り施工された。

墳丘前方正面の法裾及び中堤正面の外法裾に施された護岸工事は、それぞれ現在の法裾に碎石を敷き固めてレベルにした上に布団籠を積み、布団籠背面と法面との隙間には碎石を詰めた。全く掘削をしない工法であったので、工事に立ち会う必要がなかった。

内遶の前方部西南隅に面した部分、外遶の東半分、同西半分のうち拝所脇の各所で堆積土を除去した。法裾から十分余裕を取った範囲の、コウホネ・ヨシなどの根とこれに絡んだ新しいヘドロに限って人力でさら